

市民と福祉をむすぶ

かけはし

第211号
2022
1月



■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会
令和4年1月14日発行

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）

■電話 (079) 662-0160

■FAX (079) 662-0161

■E-Mail :info@yabu-shakyo.jp

■ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp/>

◀「ブログでかけはし」QRコード



▲高柳小学校5年生「寅年生まれ（※卯年生まれの児童もあり）」の児童（＝令和3年11月24日、高柳小学校）

これは、高柳小学校5年生15人の学年目標です。銀河のように一人一人が輝くクラスにしたいという思いで学年目標を決めました。「喧嘩をせず相手を思いやる仲良しなクラス。みんなで助け合えるクラス。個性を認め合うクラス。誰もが笑顔で高め合えるクラス」を目指して頑張っています。

「自分の持ち味（色）を見つけ、磨きあげ、その色でクラスが認め、伸ばし合うことで素敵な15色が高柳で・養父市で・日本や世界中で輝いてほしい」と担任の西村宏太先生がエールを送りました。

上田望未さんは「低学年の子に優しく、お手本となる行動をしていきたい」、小島匠翔さんは「そうじやあいさつで全校生ナンバー1になりたい」、藤木健匠さんは「児童会役員に立候補して、学校をより良くしたい」、村上恵都さんは「バスケットで但馬優勝するために練習を頑張りたい」と今年の抱負とこれからの目標に向けて胸を膨らませていました。

「銀河☆心美しく、力を合わせ、一人一人の色を輝け！」

令和4年 新春のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。市民の皆様にはご家族お揃いで新たな年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、養父市社会福祉協議会の活動に深いご理解とご協力をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

「寅」の年、この干支には「新しく立ち上がること」、「生まれたものが成長すること」の意味合いがあるようです。

新たな年が市民の皆様や養父市の新たな成長へのチャレンジの年となることを願っております。

◆変化する生活環境

振り返ると、今日まで私たちが取り巻く生活環境にも大きな変化の兆しがあるように思います。

そのひとつは、「働き方改革」です。職場があつて、毎日出勤して席を並べて仕事するのが当たり前であった環境から、ICT技術を活用した在宅勤務やリモート

会議など、働く環境も随分変化し、とても便利な世の中になってきました。

しかし、その反面「人と人のふれあいや語らいが希薄化している」「誰と出会うこともなく、孤独感に苛まれている」「何のため生きていくのかが見えにくくなっている」などの意見があるのも事実です。「便利さの中にある不自由さ」を痛感する、「生きざまを考える時代」ともなってきたように思います。

◆だれもがつながる共生社会へ

そうした生活環境の変化に配慮しつつ、養父市社会福祉協議会は、**福祉目標「だれもが つながり ささえあう いのち輝く まちづくり〜オール養父市で未来へ〜」**を念頭に「我が事、丸ごと」の地域づくりに向けて取り組みを進めています。

ICT技術を活用した事務処理の便利さの追求・実践と同時に、

人として生きることの尊厳を守り、一人ひとりの命と暮らしを大切にしながら共に汗する「**共生の社会づくり**」のなかでの「**市民主役のまちづくり**」の推進に向け、令和4年も力いっぱい活動を展開して参ります。どうか市民の皆様の変わらぬご支援とご指導、そして種々の事業への積極的な参画をお願い申し上げます。

収束しきらない新型コロナウイルス、季節性インフルエンザなども懸念される昨今ですが、どうぞお身体ご自愛いただきますこと重ねてお願いを申し上げます。本年もよろしくお願いたします。



養父市社会福祉協議会 会長 政次 悟

役員紹介 (敬称略)

●理事 (11名)

- ・ 政次 悟 (会長)
- ・ 宮本 厚子 (副会長)
- ・ 小林 哲夫
- ・ 和田 祐之
- ・ 栃本 茂良
- ・ 世登 清晴
- ・ 折杉 重広
- ・ 松田 俊男
- ・ 宮岡 秀司
- ・ 衣川 益子
- ・ 石田 文孝 (常務理事)

●監事 (2名)

- ・ 西村 禮治
- ・ 土江 敦之

(任期：令和3年6月17日～令和5年6月定時評議員会終結の時まで)

かけはし11月号で募集した「川柳コンテスト」に多数のご応募いただき、ありがとうございました。

厳正なる審査の結果、入賞作品が決定しましたので、上位10作品を紹介します。(敬称略)

新年の抱負を川柳に



絵：松村明子 (加保)

最優秀賞

Quoカード 2,000円分贈呈

人生や 百年時代 心意気

佐藤 秀雄 (奥米地)

優秀賞

Quoカード 1,000円分贈呈

サロン行き 笑ってしわが 増えてきた

いきいきサロン関宮利用者

番外編

ヘルパーは 身体・家事で 二刀流

詠み人知らず

入賞作品

マスクして ひ孫抱きたくとも 手を握る

小林 秀子 (新町)

コロナ禍で 今年の抱負 来年に

高岡 好和 (上小田)

百寿まで 生きて迷子に なるなかれ

荒木 玉子 (中央)

今年こそ マスクが取れて いきいきへ

大谷 春枝 (若杉)

いきいきの サロン楽しや がんばろう

向井 一江 (中)

医者通り 楽しく行くのは サロンだけ

いきいきサロン関宮利用者

家敷内 紅白南天 福よ来い

長島 とくゑ (九鹿)

皆さまたくさんのご応募

ありがとうございました

▶ボールのゆくえに注目が集まります
(11月12日、中瀬公民館)



今月の

地域だより



子どもから高齢者まで集う場を

中瀬区・鉦山区 クリスマス会開催



12月12日、中瀬公民館にて中瀬区・鉦山区合同の「区民ふれあいクリスマス会」が開催され、49人が参加しました。

この会は、平成23年の開催を最後に休止していましたが、子どもから高齢者まで楽しめる場を作ろうと、歳末たすけあい募金の配分金事業「年末年始地域ふれあい事業」を申請して10年ぶりに実施。

当日、会場には続々と区民が集まり、「久しぶり」とお互いに声をかけ合う姿が見られました。参加者はポウリングや輪投げなどを楽しみ、会場は歓声に包まれました。運営に携わった民生委員・児童委員は「区長をはじめ、役員や民生・児童協力委員、福祉委員、ボランティアなど

◀お菓子の当たる系引きゲーム。何が当たるかな？



が集まり、それぞれのできることで、得意なことでは盛り上げようと前日から準備を進めてきました。想像していた以上の盛り上がりになり、これも区民、委員さんのおかげです」と話していました。



子育てサロン・放課後プレーパークの案内

- 子育てサロンそよ風
日時 1月17日・24日・31日(月)
- 子育てサロン高柳
日時 *1月から曜日が変わります
1月17日(月)
10:00~11:30
[お正月遊び]
2月14日(月)
[人形劇]
- 子育てサロン関宮
日時 1月24日(月)
10:00~11:30
- 子育てサロン伊佐
日時 2月7日(月)
10:00~11:30
[節分行事]
- 子育てサロンすくすく
日時 2月8日(火)
10:00~11:30
- 多胎児サークルピーナッツ
日時 2月18日(金)
10:00~11:30
- 関宮放課後プレーパーク
日時 2月4日・25日(金)
14:30~16:30
- 大屋放課後プレーパーク
日時 2月7日・21日(月)
14:30~16:00

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定が変更になる場合があります。

「福祉用具貸与事業所」 廃止のお知らせ

平成12年の介護保険制度創設以来、福祉用具貸与事業を実施してまいりましたが、諸般の事情により、令和4年3月31日をもって廃止することになりました。皆様には長年にわたりご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

なお、介護保険外福祉用具貸出事業は継続いたしますので、今後ともよろしくお願いたします。

養父市社会福祉協議会
福祉用具貸与事業所

今月の かけはしさん



藤原 隆さん
〔養父警察センター〕
連絡調整官

私は、3月の警察署統合で開設された養父警察センターに勤務しています。センター開設当日の式典で、私や養父市内の駐在所員は「養父市民に一番身近な警察として、これまで以上に市民の声に耳を傾けて職務に邁進します」と決意表明しました。未だ手探り状態のところもありますが、皆様のご意見を警察活動に反映し、安心して生活していただけるよう、南但馬警察署本庁舎勤務員と連携し、一丸となつて取り組んでいます。ご意見・ご要望があれば、お気軽に当センターへお立ち寄りください。

善意銀行だより

令和3年11月16日〜令和3年12月15日（敬称略）
預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています。養父市善意銀行へ寄附金の預託をされた方は寄附金控除を受けられる場合があります。詳しくは事務所までお問い合わせください。

- ▼香典返し
 - ・広谷三 圓山 龍次 20,000円
- ▼亡父供養
 - ・宮垣 羽淵 勇一 30,000円
 - ・若杉 藤尾 伸幸 30,000円
- ▼亡母供養
 - ・夏梅 千葉 和夫 30,000円
- ▼亡夫供養
 - ・相地 西村八千代 50,000円
- ▼善意の寄附
 - ・蔵垣慈和会 11,429円
 - ・匿名40回 5,000円
 - ▼歳末たすけあい募金 指定預託
 - ・匿名 5,000円
 - ・匿名 5,000円
 - ・とが山学園手芸クラブ 3,700円
 - ▼物品の寄附
 - ・下網場 島田美恵子 衣類、不織布マスク、菓子、入浴剤ほか
 - ・川東 林 博巳 かぼちゃ

福祉学習ボランティア スキルアップ講座を開催

12月3日に、学校や地域の福祉学習を支援するボランティアを養成する「福祉学習ボランティアスキルアップ講座」を開催しました。

当日は、聴覚障がいのある方から体験談やコミュニケーションに関する話を聞き、聞こえづらさのある方の支援を広げていくにはどうすればいいのかについて考えました。詳しくはブログをご覧ください。



- ・大森 吉澤 志郎
- ・ハガキ
- ・馬瀬 西田 房子
- 肌着、タオル、バスタオル
- ・川西 高木 経吉
- ・里辛
- ・奥米地 佐藤 秀雄
- ・大塚 吉井 明美
- かぼちゃ、ゆず、毛糸
- ・中間 上垣 巖
- さつまいも、ピーマン、柿、正月用しめ縄

- ・加保 馬場 節
- ・小松菜
- ・吉井 竹枝 芳恵
- 男性用パジャマ、衣類、下着
- ・匿名 11人
- 歩行補助車、大根、たまねぎ、玄米、ゆず、せつけん、鉛筆、鉛筆削り、ゴム手袋、掛布団、フリース、紙おむつ、エプロン、里芋
- ▼フードバンク事業
 - ・コープこうべ
 - 協同購入センター但馬
 - 牛乳、ジュース、はちみつ、みかん、砂糖ほか
- ◆寄附金 19万0,129円
- ありがとうございました。

分割クオカードが当たる!

バラバラになった漢字を組み合わせて2文字の言葉を作ってね。

■ヒント
2ページ。〇〇のあいさつ。

あひだ

■応募方法 はがきまたは、FAXに答えと住所、氏名、フリガナ、年齢、電話番号、「かけはし」をお読みになったご意見・ご感想をご記入の上、ご応募ください。

正解者の中から抽選で3名さまにクオカードを贈ります。

■メ 切 令和4年1月31日必着

■応募先 〒667-0022

養父市八鹿町下網場320

「福祉の杜」内

養父市社会福祉協議会

FAX 662-0161

★前回の答えは

『ボッチャ』でした

宮元敬子さん（諏訪町）

栗田康子さん（旭町）

正垣 要さん（十二所一）

以上3名の方が当選されました。

おめでとうございます。

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため予定が変更になる場合があります。

心配ごと相談・結婚相談 13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 1月28日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 2月4日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 2月11日(金) 建国記念の日のため休み
- ◆ 2月18日(金) 大屋保健センター

◆WEL(うえる)♥縁(えん)♥友(とも)♥婚(こん)

※毎月第2・第4日曜日に開設する結婚相談(無料)

- 日時 2月13日(日)、27日(日) 13:30~16:00
- 場所 ウエルシア養父上箇店「ウエルカフェ」

弁護士による無料法律相談 13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 令和4年3月16日(休)
- 場 所 社協養父支部
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 ☎079-662-0160

くらしの法律相談 8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、日常生活自立支援事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月~金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。



うちげえの

わかやま ゆい
若山 結衣ちゃん ①歳9カ月(左)
なつき
夏樹ちゃん ①歳5カ月(右)
(十二所一：姉弟)



お父さんの聖矢さん、お母さんの祐希さんに聞きました♪

◆名前はどのようにつけましたか？

結衣は人と人との結び付きを大切にするように、夏樹は大樹のように元気に大きく育ててほしいという願いを込めました。

◆今、興味をもっていることはなんですか？

結衣は大人の真似やダンスが大好きです。弟が泣いているとトントンしてくれ、夏樹も構ってもらって嬉しそうにしています。

◆ご両親から一言メッセージ

毎日笑顔いっぱいの人。自然の中でのびのびと、姉弟仲良く元気に遊んでね。

うちげえの宝募集！

「うちげえの宝」に掲載を希望する方は社協各支部までご連絡ください。



教えて弁護士さーん！

第114回「犯罪被害者給付制度」について

Q 先日、ビルの火災で多くの方が亡くなるという事件が発生しました。また、電車内で無差別に殺傷されるという事件も起きています。

このように、突然に命を落とされるような事件に巻き込まれた場合、遺族の方の心の苦しみは甚大だろうと思います。そして、加害者から十分な賠償を受けられない場合には、その苦しみはさらに深くなってしまおうと思います。

そこで、犯罪被害に遭われた方が少しでも救われるよう、賠償を受けることができる制度は無いのでしょうか。

A ご質問のように、多くの方を巻き込むような犯罪や、何の落ち度もない方が被害に遭うという事件が、残念ながら発生してしまっています。このような事件に遭われた方に対し、少しでも被害の救済につなげようと創設されたのが、犯罪被害者給付制度です。

犯罪被害者給付制度は、殺人などの故意の犯罪行為により亡くなられた場合や重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた場合、その遺族或いは本人からの

申請で、国が給付金を支給するものです。

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、支給額は、遺族給付金が最大3,000万円弱、重傷病給付金が最大120万円、障害給付金が4,000万円弱となっています。

給付金の支給額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。ただし、犯罪被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

給付金を受けるためには、都道府県公安委員会に申請することになりますが、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年以内、または当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年以内に行う必要があります。

犯罪被害者給付制度による支給額は、遺族など被害に遭われた方からすれば十分なものとはいえ、今後さらに改善の余地があると思います。ただ、犯罪に遭い重大な被害を受けたにもかかわらず一切賠償を受けられない、という事態を避けることができる、という意味では、大きな価値があるのではないかと思います。

SIN法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。

㊞ 第211号 かけはし